

一般質問

一

問

市街地における土地利用の柔軟な対応を求める



上村忠議員

答

土地利用を町長権限で行う事は難しいので、用途地域・建築基準法に基づき、相談や支援に応じて参りたい。

上村議員
我が町において都市計画法に基づき、住宅、商店など、土地利用の区分を決められていましたが、街中に目を移すと少子高齢の影響から、近年、空き店舗や空き地の増加が目立つように感じます。その中でも地域に根差し、頑張られている商工業者の存在は、町にとって大切な財産であると 思います。

しかし、自宅の前に大きな施設や工場など騒音、環境的に心配となる建物が建つられ、住環境が損なわれる等の問題が生じるということから、「都市計画法」といわれ

町長

問

そこで、法律に関わることで、難しい事かもしませんが、それでも現存する商工業者を支援するために柔軟性のある土地利用の対応は、街中のにぎわいをつくる上で、とても大事なことであると考えます。町長の考え方お聞きします。

答

まずは、都市計画法や土地・建物に関する制度について、質疑応答の参考として、情報を提供させて頂きます。

町長

町では、13種類ある用途地域のうち、7種類の用途地域を指定しており、また条件も細かく規定されており、自由に建物を建てられることにはなっていらないところです。

更に、土地に関わり、建物についても建築基準法というルールがあります。建築物の敷地、構造、設備、用途に関する最低限の基準が定められています。この事案においても都市計画法と建築基準法の関連があります。

具体的な答弁となります。

しかし、自宅の前に大きな施設や工場など騒音、環境的に心配となる建物が建つられ、住環境が損なわれる等の問題が生じるということから、「都市計画法」といわれ

なっていると感じます。このことは、商工業者の減少に拍車をかける問題になりかねません。

そこで、法律に関わることで、難しい事かもしませんが、それでも現存する商工業者を支援するために柔軟性のある土地利用の対応は、街中のにぎわいをつくる上で、とても大事なことであると考えます。町長の考え方お聞きします。

そのうえで感じた事は、用途地域に問題があるのではと考えます。第5次今金町総合計画の想定している平成32年の町の人口は5,500人となっていますが、令和2年1月末現在、5,158人であり、過疎が予想を超えて進行している事実があります。このことから、現状の都市計画では対応出来ないと考えますので、制限の少ない用途地域を市街地広域に設定する方策が良いのではと思います。

以前より町長の一般質問答弁の中で、行政主導ではなく、民間の力を活かして行きたい旨の言葉がありましたが、事業者の意欲を引き出すような規制の緩和が必要と考えますか？

上村議員
町の裁量は一定程度あるのではないかと思つていていますが、無い事を確認しました。

そういうことを前提に、相談と指導、支援に応じて参ります。

市街地にある農地の問題や用途地域に関する課題は様々あるように感じます。次期都市計画マスター・プランの策定について、用途地域変更も視野に入れながら、過疎地域における都市計画の在り方を今金町がモデル地域になるよう取り組みをお願いしたいと思います。

上村議員
町長

町長

平成24年施工の都市計画の用途変更について、町長に権限があると謳われております

現在のマスター・プランは平成34年までを用途としたものです。この用途地域を変更するという作業がありますが、一部を変える事は出来ず、全体をどう変えるかという事が課題になります。個人の様々な思いがあると思いますが、基準に基づき整備をしていくという姿勢を持ち続けながらも、議員の思いを受け止めて参りたいと考えております。